

医政発 0317 第 6 号
平成 29 年 3 月 17 日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について

平素より、医療行政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
医療法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 18 号。以下「改正省令」という。）が、本日、別紙のとおり公布・施行されたところです。
改正省令の主旨等について下記のとおり通知いたしますので、貴職におかれましては、貴管内の関係機関・関係団体等に対する周知・指導等よろしくお取り計らい願います。

記

1. 改正省令の主旨

医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)においては、助産所について、分べんを取り扱うことを前提として構造設備基準を設けているが、助産所が分べんを伴わない産後ケア等の様々なニーズにより一層対応できるよう、所要の規定の整備を行う。

2. 改正省令の内容

医療法施行規則第 17 条第 5 号において、入所施設を有する助産所にあつては、床面積 9 平方メートル以上の分べん室を設けることとされている。

この構造設備基準は、助産所が分べんを取り扱うことを前提としており、産後ケア等の様々なニーズに対応するために、分べんを取り扱わない助産所においては、分べん室の設置を要しないこととする。

3. 改正省令の根拠条項

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 23 条第 1 項及び第 71 条の 6

4. 改正省令の公布日等

公布日：平成 29 年 3 月 17 日（金）

施行日：公布日